

東京都建築物環境計画書制度における ERRの評価方法が変わります（平成29年4月1日施行予定）

ERR = 設備システムのエネルギー利用の低減率を示す指標（単位：％）

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）」の制定（平成27年7月公布）及び都内建築物の省エネ性能向上に伴い、非住宅用途におけるERRの評価方法を改正しましたので、お知らせします。

※ 後日、改正後の条文等についても、本ホームページ内でご紹介していきます。

【根拠条例】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）

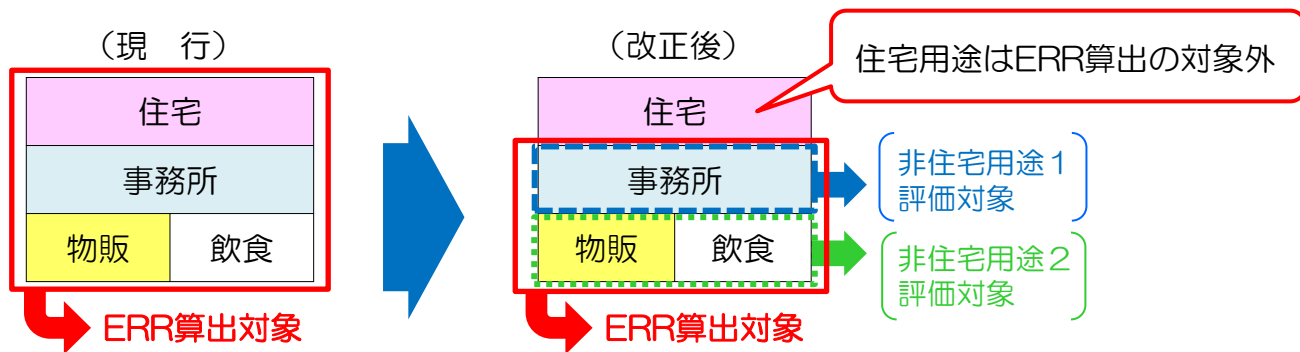
主な改正内容

1. 算出方法 設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出に際して、建築物省エネ法に係る算出方法を準用するとともに、その他の一次エネルギー消費量（以下「 E_M 」という。）を除きます。
【条例施行規則別表第1の5】

$$ERR = (1 - BEI) \times 100 (\%)$$

$$\text{※ } BEI = \frac{\text{設計1次エネルギー消費量 (} E_M \text{除く)}}{\text{基準1次エネルギー消費量 (} E_M \text{除く)}}$$

2. 対象用途 非住宅用途と住宅用途が複合する建築物の場合、ERRの算出及び評価の対象は、「建築物全体」から「非住宅用途のみ」に変わります。【条例施行規則第9条第4項第2号】



3. 評価基準 段階評価の基準値が上がるとともに、段階2以上については、用途によって異なる基準値を設定します。【東京都建築物環境配慮指針別表第1】

(現行)		(改正後)		
評価段階	全非住宅用途 共通	評価段階	非住宅用途1 ・事務所等 ・学校等 ・工場等	非住宅用途2 ・ホテル等 ・病院等 ・百貨店等 ・飲食店等 ・集会所等
段階3	11% ≤ ERR	段階3	30% ≤ ERR	25% ≤ ERR
段階2	10% ≤ ERR < 11%	段階2	20% ≤ ERR < 30%	20% ≤ ERR < 25%
段階1	0% ≤ ERR < 10%	段階1	0% ≤ ERR < 20%	

【注】 条例施行規則第8条の3第2項第2号から第9号に掲げる用途を省略して記載しています。